



和歌山県報

発行 和歌山県
和歌山市小松原通一丁目1番地
毎週火、金曜日発行
定価(送料共)1か月2,200円

目次 (*については県法規集掲載事項)

○ 告示

- 574 随意契約の相手方の決定 (広報室)
- 575 " (税務課)
- 576 生活保護法による医療機関の指定(福祉保健総務課)
- 577 " (")
- 578 " (")
- 579 " (")
- 580 " (")
- 581 " (")
- 582 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定の辞退 (長寿社会推進課)
- 583 介護保険法による指定介護老人福祉施設の指定 (")
- 584 " (")
- 585 大規模小売店舗立地法による和歌山市から聴取した意見の概要 (商工振興課)
- 586 大規模小売店舗立地法による御坊市から聴取した意見の概要 (")
- 587 印南土地改良区の役員の就退任 (農村計画課)
- 588 保安林の指定の解除 (森林整備課)
- 589 基本測量の終了 (技術調査課)
- 590 基本測量の実施 (")
- 591 " (")

*592 パーキング・チケット発給手数料の徴収事務の委託 (警察本部)

○ 海区漁業調整委員会告示

- 2 公聴会の開催

○ 海区漁業調整委員会指示

- 1 ウミガメの採捕等

○ 公告

軽油引取税免税証の無効 (税務課)

○ 諸報

拾得物件公告 (和歌山県新宮警察署)

○ 正誤

平成19年4月6日付け和歌山県報第1848号和歌山県告示第512号中

告 示

和歌山県告示第574号

行財政情報サービスの提供について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり公示する。

平成19年4月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 随意契約に係る特定役務の名称及び数量
行財政情報サービスの提供
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
和歌山県広報室
和歌山市小松原通一丁目1番地
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成19年4月1日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
株式会社時事通信社
東京都中央区銀座五丁目15番8号
- 5 随意契約に係る契約金額
33,594,876円(うち消費税及び地方消費税の額1,599,756円)
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第1号に該当し、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第575号

県税運営システム、軽油流通情報管理システム及び自動車税システム運用管理業務委託契約について、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。)第11条及び和歌山県の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年和歌山県規則第107号)第10条の規定に基づき、次のとおり

公示する。

平成19年4月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1	任意契約に係る特定役務の名称及び数量 県税運営システム、軽油流通情報管理システム及び自動車税システム運用管理業務一式	
2	契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地 和歌山県総務部総務管理局税務課 和歌山市小松原通一丁目1番地	
3	任意契約の相手方を決定した日 平成19年4月1日	
4	任意契約の相手方の氏名及び住所 株式会社南大阪電子計算センター 大阪府貝塚市脇浜四丁目2番22号	
5	任意契約に係る契約金額	
(1)	県税運営システム	
	ア 法人2税	
	(ア) 予定申告書等パンチ処理 1件当たり 24円	
	(イ) 予定申告書等入力処理 1か月当たり 10,100円	
	(ウ) 予定申告書等作成処理 1か月当たり 22,500円	
	(エ) 確定申告書等パンチ処理 1件当たり 60円	
	(オ) 確定申告書等入力処理 1か月当たり 40,100円	
	(カ) 確定申告書等作成処理 1か月当たり 83,600円	
	(キ) 申告書入力特別処理 1か月当たり 27,600円	
	(ク) 更正・決定処理 1か月当たり 72,600円	
	(ケ) 利子割額明細書パンチ処理 1件当たり 13円	
	(コ) 利子割額明細書入力処理 1か月当たり 21,600円	
	(サ) 利子割額明細書作成処理 1か月当たり 48,200円	
	(シ) 是認パンチ処理 1件当たり 20円	
	(ス) 是認入力処理 1か月当たり 109,600円	
	(セ) 月例統計処理	

	1か月当たり	132,600円
(ソ)	交付税調作成処理 作業1回当たり	300,000円
(タ)	課税状況調作成処理 作業1回当たり	300,000円
(チ)	法人登録に関する処理 1か月当たり	57,600円
(ツ)	未処理法人調査に関する処理 作業1回当たり	75,000円
(テ)	収納マスター更新処理 1か月当たり	72,600円
(ト)	オンライン処理 1か月当たり	147,600円
(ナ)	予算積算資料パンチ処理 1件当たり	50円
(ニ)	予算積算資料作成処理 作業1回当たり	80,000円
(ヌ)	年報ファイル作成処理 作業1回当たり	30,000円
(ネ)	大口法人・減免法人調べ 作業1回当たり	45,000円
(ノ)	増減理由に関する調べ 作業1回当たり	27,000円
(ハ)	未登録法人調査処理 作業1回当たり	20,000円
(ヒ)	国税突合処理 1か月当たり	40,000円
(フ)	外形標準課税等別表パンチ処理 1件当たり	50円
(ヘ)	外形標準課税等別表入力処理 1か月当たり	47,600円
(ホ)	外形標準課税等別表作成処理 1か月当たり	32,600円
(マ)	電子申告データ反映処理 1か月当たり	100,000円
イ	県民税利子割	
	(ア) 申告書パンチ処理 1件当たり	24円
	(イ) 申告書入力処理 1か月当たり	43,600円
	(ウ) 不申告加算金決定処理 1か月当たり	12,600円
	(エ) 更正・決定処理 1か月当たり	12,600円

(オ) 月例処理 1か月当たり	80,100円	(キ) オンライン処理 1か月当たり	72,600円
(カ) 課税状況前年対比処理 1か月当たり	54,600円	(ク) 総務省報告処理 作業1回当たり	72,000円
(キ) 収納マスター更新処理 1か月当たり	30,600円	(ケ) 年次統計処理 作業1回当たり	45,000円
(ク) オンライン処理 1か月当たり	42,600円	オ 個人事業税	
(ケ) 年次統計処理 作業1回当たり	15,000円	(ア) 随時調定処理 1か月当たり	117,600円
ウ 証券二税		(イ) 索引簿作成処理 作業1回当たり	108,000円
(ア) 申告書パンチ処理 1件当たり	24円	(ウ) 調定データパンチ処理 1件当たり	28円
(イ) 申告書入力処理 1か月当たり	43,600円	(エ) 定例調定処理 (前期) 作業1回当たり	885,500円
(ウ) 宛名作成処理 1か月当たり	20,000円	(オ) 定例調定処理 (後期) 作業1回当たり	673,500円
(エ) 不申告加算金決定処理 1か月当たり	12,600円	(カ) 収納マスター更新処理 1か月当たり	42,600円
(オ) 更正・決定処理 1か月当たり	12,600円	(キ) オンライン処理 1か月当たり	72,600円
(カ) 月例処理 1か月当たり	80,100円	(ク) 年次統計処理 作業1回当たり	45,000円
(キ) 課税状況前年対比処理 1か月当たり	54,600円	カ ゴルフ場利用税	
(ク) 収納マスター更新処理 1か月当たり	30,600円	(ア) 申告書処理 1か月当たり	27,600円
(ケ) オンライン処理 1か月当たり	42,600円	(イ) 不申告加算金決定処理 1か月当たり	5,100円
(コ) 年次統計処理 作業1回当たり	15,000円	(ウ) 更正・決定処理 1か月当たり	5,100円
エ 不動産取得税		(エ) 月例処理 1か月当たり	72,600円
(ア) 調定データパンチ処理 1件当たり	65円	(オ) 収納マスター更新処理 1か月当たり	20,100円
(イ) 調定データ取込処理 1か月当たり	20,000円	(カ) オンライン処理 1か月当たり	42,600円
(ウ) 調定データ入力処理 1か月当たり	87,600円	(キ) 年次処理 作業1回当たり	30,000円
(エ) 月例処理 1か月当たり	138,600円	キ 軽油引取税	
(オ) 課税チェックリスト作成処理 1か月当たり	27,600円	(ア) 申告書処理 1か月当たり	42,600円
(カ) 収納マスター更新処理 1か月当たり	42,600円	(イ) 不申告加算金決定処理 1か月当たり	12,600円
		(ウ) 更正・決定処理	

1か月当たり	12,600円	(キ) 決算統計処理	
(エ) 月例処理		作業1回当たり	690,000円
1か月当たり	72,600円	(ク) 収納実績処理	
(オ) 収納マスター更新処理		1か月当たり	117,600円
1か月当たり	27,600円	(ケ) 宛名圧縮マスター作成処理	
(カ) オンライン処理		作業1回当たり	375,000円
1か月当たり	42,600円	(コ) 滞納処分一覧表作成	
(キ) OCR処理		1か月当たり	80,100円
1か月当たり	27,600円	(サ) 収入状況一覧表作成	
(ク) 年次処理		作業1回当たり	66,600円
作業1回当たり	30,000円	(シ) 滞納者管理オンライン処理	
ク 個人県民税		1か月当たり	72,600円
(ア) 月例処理		(ス) 不納欠損処理	
1か月当たり	102,600円	作業1回当たり	30,000円
(イ) 収納マスター更新処理		(セ) 高額滞納者一覧処理	
1か月当たり	12,600円	作業1回当たり	249,000円
(ウ) オンライン処理		(ソ) 滞納整理進行管理状況処理	
1か月当たり	12,600円	1か月当たり	132,900円
(エ) 年次統計処理		(タ) マスター切り処理	
作業1回当たり	75,000円	作業1回当たり	300,000円
ケ その他処理		(チ) 延滞金切り処理	
(ア) 調定処理(鉦区税)		作業1回当たり	90,000円
作業1回当たり	90,000円	(ツ) 本税時効到来分リスト作成	
(イ) 調定処理(狩猟税)		作業1回当たり	36,000円
作業1回当たり	90,000円	(テ) 延滞金時効到来分リスト作成	
(ウ) 収納マスター更新処理		作業1回当たり	90,000円
作業1回当たり	12,600円	(ト) 延滞金催告通知処理	
(エ) オンライン処理		作業1回当たり	300,000円
1か月当たり	12,600円	(ナ) 未納データベース作成処理	
(オ) 課税状況調パンチ処理		作業1回当たり	46,000円
1枚当たり	640円	(ニ) 住所コード更新処理	
コ 収納管理		1か月当たり	32,600円
(ア) 消し込み処理		(ヌ) 金融機関エラーチェック処理	
1か月当たり	597,600円	作業1回当たり	48,600円
(イ) 還付充当処理		(ネ) データコンバート等処理	
1か月当たり	312,900円	1秒当たり	450円
(ウ) 月次集計処理		(ノ) 納付情報登録処理	
1か月当たり	95,000円	1か月当たり	65,000円
(エ) 督促状・催告状等作成処理		(ハ) 仮消し込み反映処理	
1か月当たり	87,600円	1か月当たり	17,000円
(オ) 未納・減額・処分等一覧表作成		(ヒ) 本消し込み反映処理	
1か月当たり	50,100円	1か月当たり	10,000円
(カ) 報償金算定処理		(フ) 指定金融機関用帳票作成処理	
作業1回当たり	46,500円	1か月当たり	25,000円

サ 各種消耗品		(エ) 付属機器使用料	
(ア) EPカートリッジキット (NIP)		1か月当たり	1,403,060円
1セット当たり	55,000円	(オ) 情報セキュリティ対策料	
(イ) EPカートリッジ 大		1か月当たり	885,900円
1本当たり	45,700円	(カ) 休日等ホスト稼働料	
(ウ) EPカートリッジ 中		1時間当たり	19,000円
1本当たり	33,600円	ソ 県税運営システム再開発	
(エ) EPカートリッジ 小		(ア) プログラム開発費	
1本当たり	22,000円	1ステップ当たり	320円
(オ) B4 カット用紙		(2) 軽油流通情報管理システム	
1箱当たり	2,160円	ア データパンチ処理	
(カ) A4 カット用紙		1件当たり	23円
1箱当たり	1,480円	イ 流通データ処理	
(キ) 応用用紙(白紙連続用紙)		1か月当たり	169,100円
1箱当たり	2,900円	ウ 異動データ処理	
(ク) 4mmデータカートリッジ		1か月当たり	39,600円
1個当たり	6,100円	エ 数量突合処理	
(ケ) AIT2データカートリッジ		1か月当たり	27,600円
1個当たり	11,000円	オ 申告書プレプリント処理	
(コ) ロングライフリボンカートリッジ		1か月当たり	36,600円
1個当たり	2,300円	カ 県内突合エラーリスト作成処理	
(サ) トナーカートリッジA		1か月当たり	36,600円
1本当たり	11,900円	(3) 自動車税システム	
(シ) トナーカートリッジB		ア 月例処理関係	
1本当たり	13,600円	(ア) 分配情報作成及び関連処理	
(ス) イメージドラムカートリッジ		1か月当たり	119,400円
1本当たり	42,500円	(イ) 分配情報チェックリスト作成	
(セ) ベルトユニット		情報1件当たり	9.10円
1個当たり	76,500円	(ウ) 分配情報修正カード作成	
(ソ) 定着器ユニット		修正データ1項目1枚当たり	14円
1個当たり	42,500円	(エ) 分配情報修正作業	
シ メール費用		1か月当たり	119,400円
(ア) 各種帳票集配送		(オ) カナ情報修正カード作成	
1か月当たり	190,000円	修正データ1項目1枚当たり	14円
ス システム作成費用		(カ) カナ情報付与処理	
(ア) プログラム作成費		1か月当たり	79,700円
1人日当たり	40,000円	(キ) 車種名付与処理	
セ 機器使用料		1か月当たり	33,600円
(ア) 端末装置使用料		(ク) 追加情報カード作成	
1か月当たり	5,206,200円	追加情報1項目1枚当たり	9円
(イ) 端末装置保守料		(ケ) 追加情報付与処理	
1か月当たり	1,711,850円	1か月当たり	66,400円
(ウ) 回線使用料		(コ) 税率・郵便番号等付与処理	
1か月当たり	1,199,400円	1か月当たり	53,400円

(サ) 課税マスター異動処理 1か月当たり	404,400円	作業1回当たり	135,000円
(シ) 減額・還付内訳書作成処理 1件当たり	1.80円	(ソ) 分納履歴・課税マスター整合性チェック処理 1か月当たり	24,300円
(ス) 減額通知書作成 減額通知書1件当たり	21円	(タ) 公示サインによるコメントレコード作成 1か月当たり	57,300円
(セ) 公金送金通知書等作成処理 通知書1件当たり	32円	(チ) 要調査サイン修復処理 作業1回当たり	60,000円
(ソ) リストテープ作成処理 作業1回当たり	80,400円	(ツ) 職権保留連絡票作成 (現年及び滞繰) 作業1回当たり	60,000円
(タ) 納税者番号付与処理 1か月当たり	179,400円	(テ) 職権保留更新処理 (現年及び滞繰) 作業1回当たり	90,000円
(チ) 異動履歴処理作業 1か月当たり	89,400円	(ト) 減免・免除・復活更新処理 1か月当たり	270,000円
(ツ) 自動車取得税月例処理 1か月当たり	48,400円	ウ 納貯口座処理関係	
イ 課税処理関係		(ア) 納貯口座加入者自動抽出処理 作業1回当たり	675,000円
(ア) 賦課減額決議書等作成処理 作業1回当たり	55,000円	(イ) 納貯口座対象者リスト作成処理 作業1回当たり	90,000円
(イ) 賦課減額決議書動態調べ作成処理 作業1回当たり	81,000円	(ウ) 納貯口座マスター異動処理 作業1回当たり	31,000円
(ウ) 移転サインチェックリスト作成処理 作業1回当たり	45,000円	(エ) 納貯口座マスターブルーリスト作成 1件当たり	2円
(エ) 身体障害者減免者テープ作成処理 作業1回当たり	121,000円	(オ) 納貯・口座関係明細書作成処理 1件当たり	1.80円
(オ) 減免通知書作成 通知書1件当たり	6.20円	(カ) 口座振替分納税通知書データ作成 通知書1件当たり	6.20円
(カ) 減免継続申請書作成処理 申請書1件当たり	16.50円	(キ) 県税振替納付依頼書作成 依頼書1件当たり	11.50円
(キ) 納税通知書データ作成処理 (バーコードなし) 納税通知書1件当たり	17.40円	(ク) 納貯組合員の自動車税納税状況調書作成 1件当たり	1.80円
(ク) 納税通知書データ作成処理 (バーコードあり) 納税通知書1件当たり	16.20円	(ケ) 上記リストテープ作成処理 作業1回当たり	18,000円
(ケ) 定期賦課処理 作業1回当たり	990,000円	(コ) 口座振替分磁気テープ作成 作業1回当たり	18,000円
(コ) 賦課時情報引継処理 作業1回当たり	24,000円	(サ) 口座振替分磁気フロッピー作成 作業1回当たり	45,000円
(サ) 履歴マスター年度末処理 作業1回当たり	180,000円	(シ) 金融機関コード別集計表作成作業 作業1回当たり	22,000円
(シ) 滞納繰越年度末処理 作業1回当たり	180,000円	(ス) 金融機関コード整備処理 1か月当たり	21,600円
(ス) 現年度完納分過年度データ移行処理 作業1回当たり	180,000円	(セ) 振替口座データ一括変換処理 作業1回当たり	60,000円
(セ) 滞繰完納分過年度データ移行処理		(ソ) 口座振替納税証明書データ作成 1件当たり	6.20円

エ 収納処理関係

- (ア) オンライン消込処理
1件当たり 17円
- (イ) 収入状況一覧表作成
1件当たり 1.80円
- (ウ) 収入状況リストテープ作成処理
作業1回当たり 120,000円
- (エ) 督促状等データ作成処理 (バーコードなし)
1件当たり 17.40円
- (オ) 督促状等データ作成処理 (バーコードあり)
1件当たり 16.20円
- (カ) 差押予告状圧着ハガキ処理
1件当たり 21円
- (キ) 徴収カード作成処理
1件当たり 8.50円
- (ク) 各種テープ抽出処理
作業1回当たり 150,000円
- (ケ) 督促状等控えリスト作成
1件当たり 1.20円
- (コ) 督促状等発付前納付リスト作成
作業1回当たり 12,000円
- (サ) 口座振替分磁気テープ変換作業
作業1回当たり 18,000円
- (シ) 自動車税済通年度処理
作業1回当たり 117,000円
- (ス) MPN収納用納税証明書作成
1件当たり 6.20円

オ 統計その他

- (ア) 各種統計資料作成処理
作業1回当たり 121,000円
- (イ) 軽油使用者調作成処理
1件当たり 3.60円
- (ウ) 各種リストテープ作成処理
作業1回当たり 121,000円
- (エ) 各種ブルーフリスト作成
1か月当たり 9,900円
- (オ) 大口リスト作成
1件当たり 1.80円
- (カ) コメントリスト作成
作業1回当たり 30,000円
- (キ) 賦課時データベース (調定一人別) 作成
作業1回当たり 225,000円
- (ク) 未納データベース (収入状況) 作成
作業1回当たり 228,700円

- (ケ) 身体障害者減免データベース作成
1か月当たり 12,900円
- (コ) 身体障害者減免未納者一覧表作成
作業1回当たり 120,000円
- (サ) 職権抹消処理
作業1回当たり 216,000円
- (シ) 職権抹消照会ハガキ作成
1件当たり 12円
- (ス) データコンバート等処理
1秒当たり 450円
- (セ) オンライン処理作業
1か月当たり 899,700円

カ 自動車取得税関係

- (ア) 自動車取得税データコンバート
作業1回当たり 15,000円

キ プログラム作成関係

- (ア) プログラム作成費
1人日当たり 40,000円
- (イ) プログラム開発費
1ステップ当たり 320円

6 契約の相手方を決定した手続

随意契約

7 随意契約の理由

特例政令第10条第1項第2号に該当し、地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第234条第2項の規定により随意契約する。

和歌山県告示第576号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年4月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋薬 34-19	グレープ薬局	橋本市市脇5丁目4番13 号	平成 19.4.1

和歌山県告示第577号

生活保護法 (昭和25年法律第144号) 第49条の規定により医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成19年4月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋薬 35-19	市脳調剤薬局	橋本市市脇1丁目65番 地	平成 19.4.2

和歌山県告示第578号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により
医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、
次のとおり告示する。

平成19年4月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋薬 36-19	保険調剤ハーブ薬 局	橋本市高野口町伏原18 8-1	平成 19.4.3

和歌山県告示第579号

生活保護法(昭和25年法律第144号)第49条の規定により
医療機関を指定したので、同法第55条の2の規定に基づき、
次のとおり告示する。

平成19年4月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指 定 番 号	名 称	所 在 地	指 定 年 月 日
橋医 88-19	たきわき皮フ科ク リニック	橋本市高野口町伏原18 8-1	平成 19.4.3

和歌山県告示第580号

指定事業者 番 号	氏 名 (法人の場合に あつては、 申請者の名称)	住 所 (法人の場合に あつては、主たる 事務所の所在地)	法人の場合に あつては、 代表者の氏名	事業所の 名 称	事業所の所在地	指 定 定 員 数	辞 退 年 月 日
3072500048	社会福祉法人熊野 川会	新宮市熊野川町西204 番地1	中岸麻	特別養護老 人ホーム熊 野川園	新宮市熊野川町西204 番地1	50	平成 19.3.30

和歌山県告示第583号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の
規定により指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したの

で、同法第93条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年4月20日

和歌山県知事 仁 坂 吉 伸

指定事業者 番 号	氏 名 (法人の場合に あつては、 申請者の名称)	住 所 (法人の場合に あつては、主たる 事務所の所在地)	法人の場合に あつては、 代表者の氏名	事業所の 名 称	事業所の所在地	指 定 定 員 数	指 定 年 月 日 (指定の有 効期間の 満了の日)
3072500048	社会福祉法人熊野 福祉会	田辺市本宮町上大野字 田平97番地の1	中岸麻	特別養護老 人ホーム熊 野川園	新宮市熊野川町西204 番地1	50	平成 19.3.30 (平成 25.3.29)

和歌山県告示第584号

介護保険法(平成9年法律第123号)第48条第1項第1号の規定により指定介護老人福祉施設を次のとおり指定したの

で、同法第93条第1号の規定に基づき公示する。

平成19年4月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

指定事業者番号	氏名 (法人の場合には、申請者の名称)	住所 (法人の場合には、主たる事務所の所在地)	法人の場合には、代表者の氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定員数	指定年月日 (指定の有効期間の満了の日)
3071500387	社会福祉法人守皓会	有田市宮崎町911番地	成川守彦	特別養護老人ホーム愛宕苑	有田市港町9-1	50	平成19.4.10 (平成25.4.9)

和歌山県告示第585号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により和歌山市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成19年4月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
エバグリーン広瀬店
和歌山市元町奉行丁二丁目66番地 他
- 意見の概要
(1) 廃棄物等の保管施設容量が減少しているため、悪臭や飛散等に関して十分注意し、周辺環境に悪影響を及ぼさぬよう配慮してください。
また、分別収集にご協力願います。
(2) 騒音規制法、振動規制法、和歌山県公害防止条例を遵守し、騒音等の防止対策に努めてください。
- 意見の縦覧場所
和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
和歌山市産業部商工振興課(和歌山市七番丁23)
- 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯
縦覧期間 平成19年4月20日から平成19年5月21日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

特になし

3 意見の縦覧場所

和歌山県商工観光労働部商工政策局商工振興課(和歌山市小松原通一丁目1番地)
御坊市産業建設部商工振興課(和歌山県御坊市菌350番地)

日高振興局産業振興部産業総務課(和歌山県御坊市湯川町財部651)

4 意見の縦覧期間及び縦覧できる時間帯

縦覧期間 平成19年4月20日から平成19年5月21日まで
時間帯 午前9時30分から午後5時まで

和歌山県告示第587号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、印南土地改良区の役員について次のとおり公告する。

平成19年4月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 就任した役員

職名	氏名	住所
監事	川瀬邦造	日高郡印南町大字印南2265番地の3

2 退任した役員

職名	氏名	住所
監事	村上進	日高郡印南町大字印南1475番地

和歌山県告示第586号

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第8条第1項の規定により御坊市から聴取した意見の概要について、同法第8条第3項の規定により公告する。

平成19年4月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
(仮称) プライスカット御坊店
和歌山県御坊市菌314番1 他
- 意見の概要

和歌山県告示第588号

森林法(昭和26年法律第249号)第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成19年4月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

1 解除に係る保安林の所在場所 日高郡みなべ町西本庄字瓜谷関81・字大久保45(以上2筆について次の図に示す部分に限る。)

2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備

和歌山県知事 仁坂吉伸

海区漁業調整委員会告示

和歌山海区漁業調整委員会告示第2号

漁業法(昭和24年法律第267号)第11条第4項の規定に基づき、次のとおり公聴会を開催する。

なお、漁場計画は、平成19年4月20日から4月25日まで当委員会事務局、県資源管理課及び東牟婁振興局産業総務課に備え置き、一般の縦覧に供する。

平成19年4月20日

和歌山海区漁業調整委員会会長 吉原富一

- 1 日時及び場所
平成19年4月25日(水)午後1時40分から
和歌山市雑賀屋町東ノ丁30
水産会館 4階大会議室
2 案件
和歌山海区における共同漁業及び区画漁業の漁場計画について
3 口述等に関する問い合わせ先
郵便番号 640-8585
和歌山市小松原通一丁目1番地 和歌山県庁内
和歌山海区漁業調整委員会事務局
電話番号(073)432-4111 内線番号 3015

海区漁業調整委員会指示

和歌山海区漁業調整委員会指示第1号

和歌山県海域におけるウミガメの採捕等について漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成19年4月20日

和歌山海区漁業調整委員会会長 吉原富一(定義)

- 1 この指示においてウミガメとは、ウミガメ科3種(アオウミガメ、アカウミガメ、タイマイ及びそれらの卵)をいう。(採捕の制限)
2 和歌山県海域においては、ウミガメを採捕してはならない。ただし、卵を保護するために移動する場合及び3の承認を受けた者が行う場合については、この限りでない。(承認の対象)
3 ウミガメ採捕の承認の対象となる者は、次のいずれかに該当するものとする。(1)試験研究の用に供しようとする者(2)増殖の用に供しようとする者(3)委員会が特に認めた者(承認証の携帯)
4 承認を受けた者は、ウミガメを採捕するときは、交付

3 解除の理由 農道用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県庁及び日高振興局並びにみなべ町役場に備え置いて縦覧に供する。)

和歌山県告示第589号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を終了した旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成19年4月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量(1:25,000地形図修正測量)
2 作業期間 平成18年4月20日から平成19年3月23日まで
3 作業地域 県内全域

和歌山県告示第590号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成19年4月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量(1:25,000地形図修正測量)
2 作業期間 平成19年4月9日から平成20年3月24日まで
3 作業地域 県内全域

和歌山県告示第591号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第1項の規定に基づき国土交通省国土地理院長から基本測量を実施する旨通知があったので、次のとおり公示する。

平成19年4月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

- 1 作業の種類 基本測量(基準点測量)
2 作業期間 平成19年6月1日から平成20年3月18日まで
3 作業地域 田辺市、有田市、紀の川市、伊都郡かつらぎ町、有田郡広川町、有田郡有田川町、日高郡美浜町、日高郡日高川町、西牟婁郡白浜町、東牟婁郡串本町

和歌山県告示第592号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、パーキング・チケット発給手数料の徴収事務を平成19年4月1日から和歌山国際警備保障株式会社に委託した。

昭和62年和歌山県告示第337号(パーキング・チケット発給手数料の徴収事務の委託)は、平成19年3月31日限り廃止する。

平成19年4月20日

された承認証を自ら携帯し、又は操業責任者に携帯させなければならない。

（報告書の提出）

5 承認を受けた者は、採捕期間終了後速やかに採捕報告書を委員会に提出しなければならない。

（指示の有効期間）

6 この指示の有効期間は、平成19年5月16日から平成21年5月15日までとする。

（制限又は条件）

7 3の承認に当たっては、次の条件を付するものとする。

(1) 3の(1)又は(2)に該当する場合

ア 目的以外の採捕をしてはならないこと。

イ 資源保護上必要と認めるときは、新たな制限又は条件を付することがあること。

(2) 3の(3)に該当する場合

ア 採捕の期間は、6月1日から8月31日までとすること。

イ 雌のウミガメ及び卵を採捕してはならないこと。

ウ 資源保護上必要と認めるときは、新たな制限又は条件を付することがあること。

（取扱要領）

8 この指示に定めるもののほか、採捕の承認等に関する取扱いは、別に委員会が定めるところによる。

公 告

公 告

次の軽油引取税免税証は、紛失した旨の届出があったので、平成19年4月3日以降無効とする。

平成19年4月20日

和歌山県知事 仁坂吉伸

免税証の種類	業種	記号番号	枚数	有効期限	交付した事務所	紛失年月日
500リットル券	港湾運送業	1876793	1枚	平成19年3月1日から 平成19年5月31日まで	和歌山県税事務所	平成19年4月3日
1000リットル券	港湾運送業	1876714	3枚			
		1876715 1876716				

※ 記号番号は、免許証（表面）の8桁目から14桁目までの数字です。

諸 報

拾得物件公告

下記物件を拾得物として保管しているので、遺失者又は心当たりのある人は、速やかに当署へ届け出てください。

平成19年4月20日

和歌山県新宮警察署長 堂坂清

物件 (種別及び数量)	拾得年月日	拾得の場所
現金100,000円 (封筒に在中)	平成 19年3月21日	新宮市橋本 (施設内)

正 誤

正 誤

平成19年4月6日付け和歌山県報第1848号和歌山県告示第512号中

ページ	段	誤	正
7	右	竹内久典	武内久典